

第5次佐倉市総合計画中期基本計画 重点施策

1. 重点施策の設定

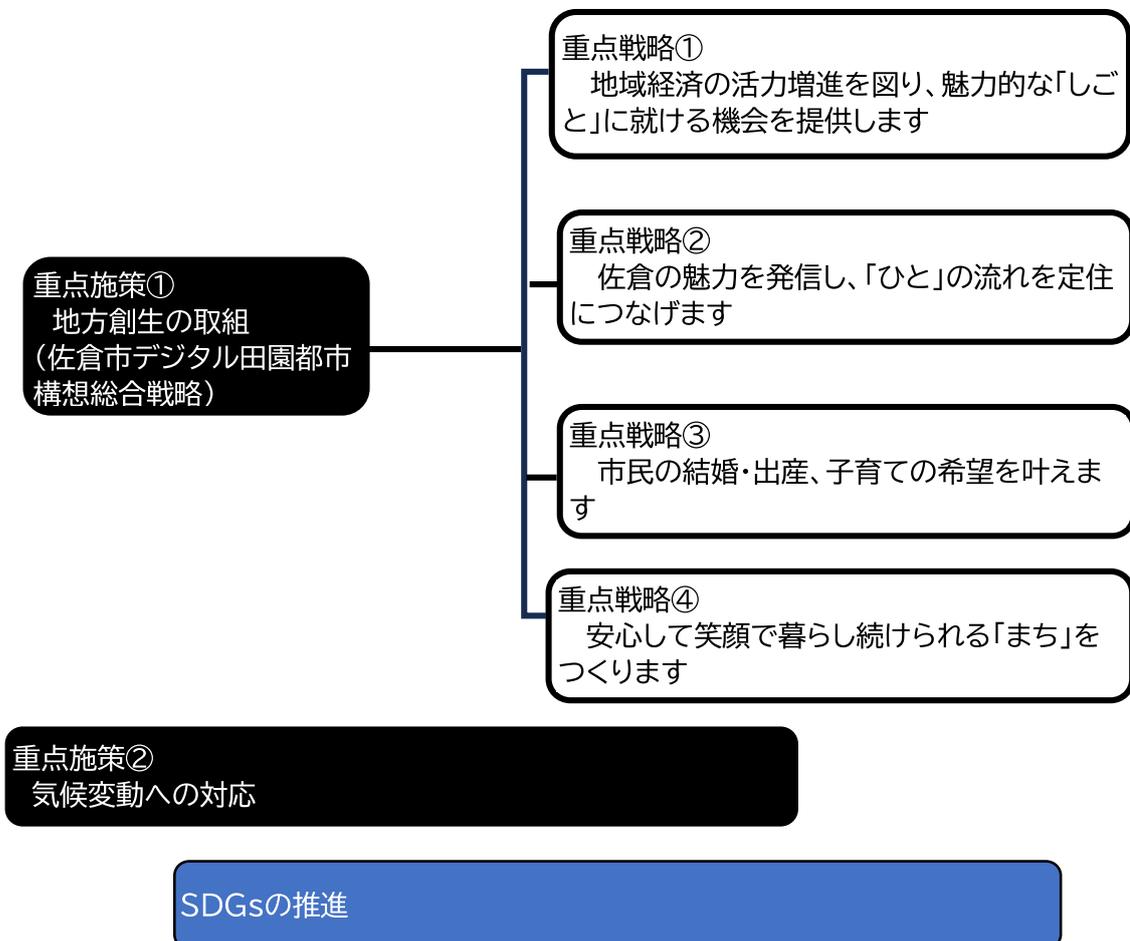
2019年度から続いたコロナ禍による感染防止の観点から、市民のライフスタイルが大きく変化し、対面によらない非接触型の手続きや、オンライン会議の急速な普及など、企業や学校、行政をはじめとした様々なところでデジタル化が進展してきました。国は、デジタル田園都市国家構想交付金などの財源措置により、社会全体のデジタル化を推進しており、市においても、これに対応して様々な分野におけるデジタル化を推進することが求められています。

一方で、歯止めのかからない人口減少・少子高齢化という課題に対しては、これまでも増して、切れ目のない子育て支援の拡充が求められるとともに、高齢者の健康寿命延伸を図る市民の健康づくり施策や、女性や高齢者、障害者などあらゆる人々が活躍できる場の創出などによる生きがいづくりへの支援、定住促進を図る住宅施策、魅力的な仕事に従事し、個人が豊かさを実感できるまちづくりも重要になります。

加えて、近年の気温上昇や大雨・台風などにより、市街地や農地・農作物等への被害が発生していることや、熱中症対策などの市民生活に直接影響する事象も生じており、こうした気候変動への対応も重要度を増してきています。

これらの課題を解決する取組を進め、佐倉市が持続可能なまちとなっていくためには、限りある財源を効果的に配分し、戦略的かつ中長期的に各種施策を展開していく必要があります。

第5次佐倉市総合計画の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、今回の基礎調査結果で明らかになった課題等に対応するため、中期基本計画期間内(2024年度～2027年度)で、特に重点的・分野横断的に取り組むものとして、「地方創生の取組」、「気候変動への対応」の2つを重点施策に定めることとします。



重点施策① 地方創生の取組

(佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略)

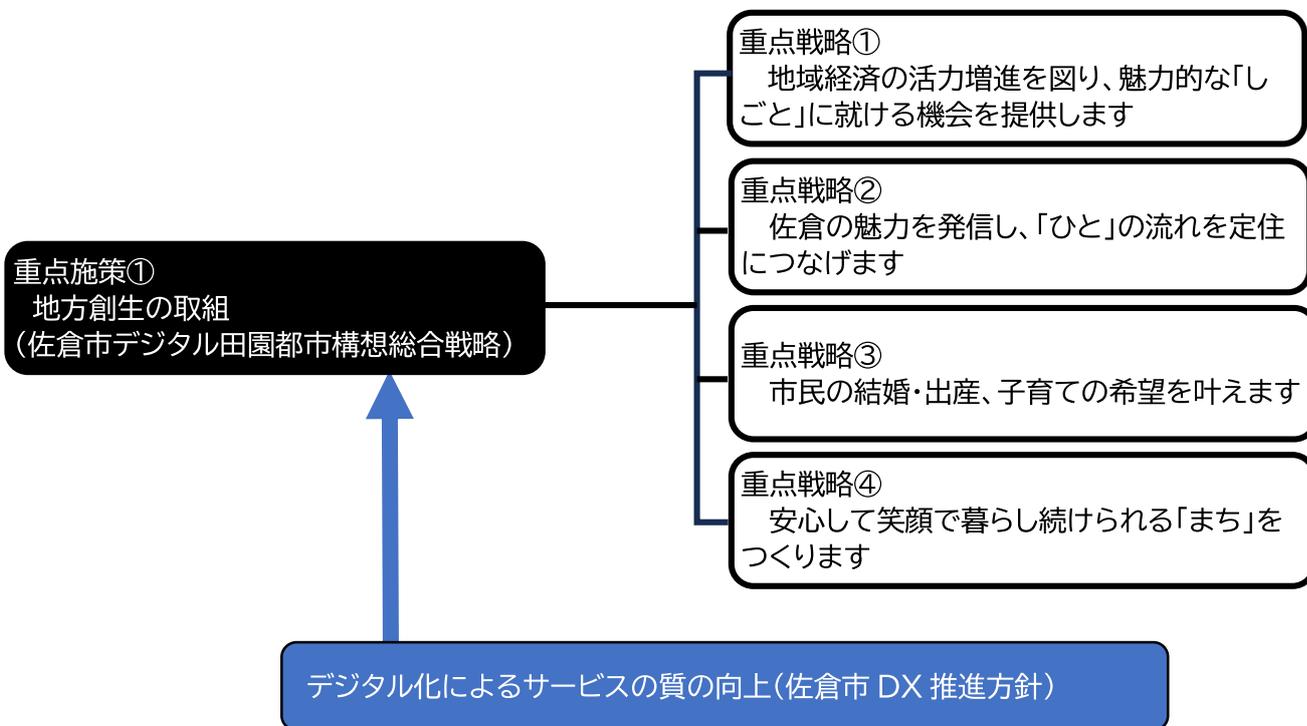
本市では、2011 年以降人口が減少し続けており、喫緊の課題である少子高齢化・人口減少に対応するため、地方創生の取組として、2015 年度から 2019 年度までを計画期間とする「佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、2020 年度から 2024 年度までを計画期間とする「第 2 期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、重点的・分野横断的に施策を推進してきたところです。

こうした中、2022 年 12 月に、国は、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタルの力を活用した地域の社会課題解決と魅力向上を図ることを目的とした「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地方においても、これを勘案して地方版総合戦略の見直しに努めるよう求めています。

これを受けて、本市では、地方創生を目的とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の考え方が、中期基本計画(2024 年度～2027 年度)の期間内において取り組むべき課題への対策と符合することから、中期基本計画の重点施策①を「佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略」とすることとします。

この重点施策①では、「第 2 期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方は継承しつつ、4 つあった基本目標を、重点戦略として位置づけ、少子高齢化・人口減少への対応に資する具体的な施策を、優先的・重点的に実施することにより、中期基本計画全体の着実な推進を先導していくこととします。

なお、重点戦略の進捗状況を確認し、次の取組への改善につなげるため、重要業績評価指標(KPI)を設定し、毎年度、行政評価制度を活用しながら、PDCA サイクルが機能するよう、進捗管理を図ります。



1) 基本的方向

2028 年度末に完成予定の成田空港の拡張・機能強化に伴う周辺地域の経済規模拡大を見据え、企業立地を可能とする産業用地の確保を検討していくとともに、市内企業の競争力向上に向けた取組に対する支援や、求職者に対する就労支援など、佐倉市で安心して働ける環境づくりに努めます。また、市民が多様な働き方を選択できるよう、テレワークやワーケーション、勤務地へのアクセス向上などに資する取組を含め、魅力的な仕事に従事できる機会提供に努めます。

2) 重点戦略の目標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
市内法人数	3,595 法人	3,870 法人

3) 重点戦略の内容

① 企業誘致の推進と既存企業等への支援

企業が新たに市内へ進出できるよう、「都市計画マスタープラン」や「市街化調整区域土地利用方針・地区計画ガイドライン」に沿った産業用地の検討や、官民連携による企業立地支援に努めます。

市内の既存企業等に対しては、企業が持つ魅力を底上げできるよう、事業継続や DX 化、他企業等とのマッチング、新規事業の立ち上げ支援等、多様な支援を行います。

(該当する施策)

- 3-1-1 企業の競争力向上に向けた取組を支援します
- 3-1-2 企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します
- 3-2-1 競争力のある農林水産業を推進します

② 多様な人材の就業の支援

市内の農家や企業が有している価値や魅力を活かし、経営力を向上させる取組を支え、就業機会と雇用を確保していくとともに、若い世代や高齢者、女性、障がい者等多様な人材が活躍できる場の創出、誰もが魅力的な仕事に就ける取組を検討し、市民の就労促進と、職場への定着支援を図ります。

市内在住者のテレワーク推進や小規模事業者への支援の一環として、スマートオフィスプレイス等の活動を通じ、利用者間の交流を促進することにより、交流から生まれる新たな事業のスタートアップ支援など、様々な相乗効果を生み出すことのできる環境づくりに努めます。

(該当する施策)

- 1-3-2 生きがいづくり・介護予防を推進します
- 1-4-2 障害福祉サービスを充実します
- 3-1-1 企業の競争力向上に向けた取組を支援します【再掲】
- 3-1-3 多様な人材の就業を支援します
- 3-2-1 競争力のある農林水産業を推進します【再掲】

1) 基本的方向

緑豊かな自然環境の保全・活用、歴史的建造物など文化財の保存・活用、豊かな人間性を育み、才能開花を助長する学校教育の充実など、佐倉市が有する魅力的な資源に磨きをかけ、それらを効果的に市内外へと発信し、訪れたい・住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。また、転入を希望する人に対して、住宅関連の支援を充実し、定住人口の増加を目指します。

2) 重点戦略の目標

重要行政評価指標 (KPI)	現状値 (2022 年)	目標値 (2027 年)
転入超過数 (20 歳～49 歳)	▲303 人	0 人

3) 重点戦略の内容

① 佐倉の魅力を発信

都市型生活や田園的生活などの多様なライフスタイルや、公園・文化財などの地域資源、それらを活用した休暇の過ごし方など、佐倉市で実現できる様々な生活風景やアクティビティを市内外の人に向けて、効果的に発信し、来訪者の増加やシビックプライドの醸成を図ります。

(該当する施策)

3-3-2 商品造成や営業活動の強化、情報発信の充実を図ります

5-3-1 シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります

② 佐倉の魅力の向上

印旛沼や里山・竹林などに代表される豊かな自然環境と日本遺産に認定された江戸を感じる北総の町並みの保全・活用を図るとともに、観光Wコア構想に基づき、佐倉の魅力を体感できる取組を推進します。

(該当する施策)

2-1-3 景観形成による愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します

2-9-1 豊かな自然環境を保全します

3-3-1 観光客の来訪や消費を喚起する取組を推進します

3-4-1 文化財の保存・活用を推進します

③ 子どもたちの才能を開花する教育と定住を促進する住まいに関する支援の充実

「佐倉で才能が開花する」というシティプロモーションのブランドメッセージ実現につながる小中学校の学習環境を整備するとともに、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。また、転入を希望する人に対し、空き家バンクの利活用や、転出抑制も含めた定住促進を図るための住宅関連の支援を行います。

(該当する施策)

2-2-1 良好な住生活の確保及び向上に努めます

4-1-1 学力向上・学習内容の充実に取り組みます

4-1-2 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

4-2-1 良好な学習環境を整備します

重点戦略③市民の結婚・出産、子育ての希望を叶えます

1) 基本的方向

結婚を希望する市民には、出会いの場を提供するほか、婚姻に結びつく相談・支援を行います。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫した子育て支援サービスを提供し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

2) 重点戦略の目標

重要行政評価指標（KPI）	現状値（2022年）	目標値（2027年）
佐倉市における年間出生数	757人	962人

3) 重点戦略の内容

① 結婚へつながる機会の提供

結婚を希望する方がパートナーに巡り会える機会を提供します。また、経済的に余裕がないカップルには、転居費用等を支援します。

（該当する施策）

2-8-3 結婚支援を推進します

② 妊娠・出産・子育て期を通した切れ目ない支援

妊娠・出産・子育てに関する情報の提供や、相談・支援の充実を図るなど、妊婦や子育て中の世帯に対する支援の拡充や、収入の少ない子育て世帯に対しては、経済的負担の軽減を図ります。

（該当する施策）

1-2-1 相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います

1-2-2 子育てに係る経済的負担を軽減します

1-2-3 児童虐待の防止を図ります

1-2-4 保育の受け皿の確保等、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

4-2-3 安心して学校に通える環境を提供します

重点戦略④安心して笑顔で暮らし続けられる「まち」をつくります

1)基本的方向

市民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって活力にあふれ、生きがいを持ち、互いに尊重し合える地域社会の実現を目指します。また、効率的な行財政運営を進めていくとともに、社会基盤の整備を進め、誰もが安全・安心で快適な市民生活を送ることができるまちをつくります。

2)重点戦略の目標

重要行政評価指標（KPI）	現状値（2022年度）	目標値（2027年度）
「佐倉市を住みやすいと感じる市民の割合」（10年以上居住の市民）	73.1%	76.1%

3)重点戦略の内容

①生涯活躍の場の創出

健康づくり活動や介護予防の普及・促進、生涯学習環境の充実、持続可能な公共交通網の形成を図り、誰もが健康で、生涯にわたり活躍できる地域社会の実現を目指します。

（該当する主な施策）

- 1-3-1 住み慣れた地域で包括的な支援体制を整備します
- 1-3-2 生きがいづくり・介護予防を推進します【再掲】
- 1-3-3 認知症施策を推進します
- 1-5-1 市民の健康づくりを推進します
- 1-5-2 生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります
- 2-1-2 持続可能な公共交通網の形成を推進します
- 4-3-1 市民の生涯学習を推進します
- 4-5-1 スポーツを楽しむ機会を提供します

②市民協働による地域活動の活性化

地域社会における市民活動を支援し、住民相互の支え合いによる地域づくりを推進します。

（該当する主な施策）

- 1-1-1 地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します
- 5-1-1 地域における市民活動を支援します

③安全・安心を確保する社会基盤の整備

道路、上下水道といった市民の生活に欠かすことのできない社会インフラの整備を進めます。

- 2-3-2 安全・安心な道路環境を保全します
- 2-5-1 経営と施設の健全性、持続性を確保します
- 2-5-2 雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます
- 2-6-4 災害に備えた体制を整備します

④持続可能な行財政運営

デジタル化による行政サービスの利便性向上を図るとともに、公共施設等について、市財政を考慮しつつ適切な修繕や更新を図れるよう、維持管理方法や適正な配置を検討していきます。

(該当する主な施策)

5-5-4 行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります

5-6-1 効果的・効率的な資産運営をすすめます

5-6-2 施設の保全を行います

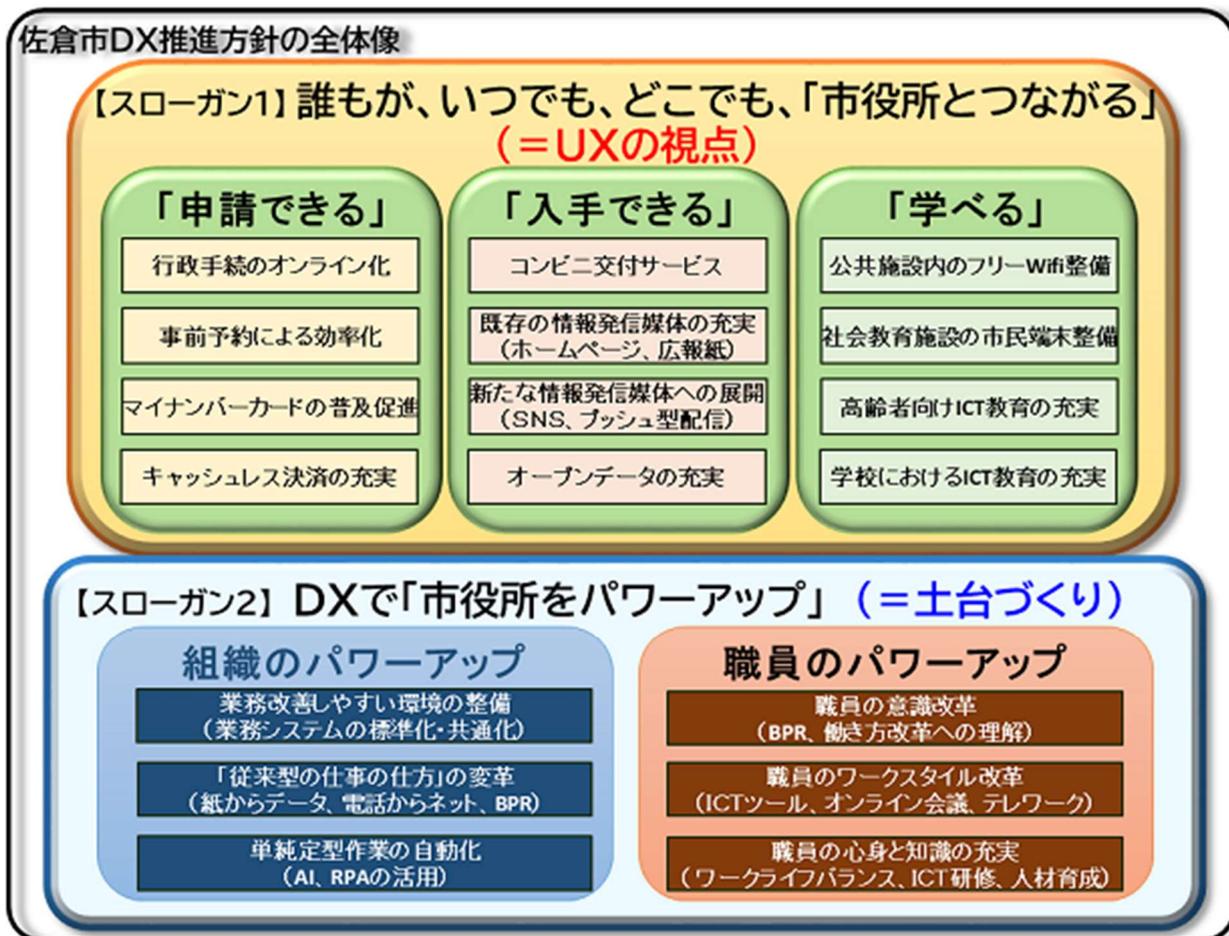
横断的視点: デジタル化によるサービスの質の向上

国は、2022年12月、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく必要があるとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタルの力を活用しながら、従来のまち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの取組を進めるとされ、地方に対して「ハード・ソフトのデジタル基盤整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残されないための取組」を強力に推進していくとされています。

本市においても、「佐倉市デジタルトランスフォーメーション推進方針」に基づき、重点施策①「地方創生の取組み(佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略)」に掲げた具体的施策の推進において、デジタル技術の積極的な活用に努めます。

これにより、庁内業務のデジタル化が進み、業務の効率化や正確性が向上するとともに、行政手続や公共サービスの利便性向上が図られ、多くの市民がデジタル化によるメリットを享受することを目指します。



重点施策② 気候変動への対応

(1)佐倉市が取り組む理由

印旛沼の最下流に位置する佐倉市では、流入河川の氾濫がたびたび発生するなど、洪水調整機能の強化が地域課題の一つとなっています。近年では、地球温暖化等の影響により、ゲリラ豪雨の頻発化など、内水氾濫のリスクも増大しています。

一方、本市には、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収できる「緑」が豊富であるとともに、里山や竹林といった身近にある「緑」を保全しようとする民間の取組が活発に行われているなど、気候変動対策の二本柱である「緩和」と「適応」を推し進める土壌が整っていることから、佐倉市が率先して行動し、周辺自治体の模範となるよう取り組むべきと考えています。

2018年に成立した気候変動適応法では、地方公共団体の責務として、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策推進に努めるよう規定されており、地域気候変動適応計画の策定や、地域気候変動適応センターの機能確保を努力義務と定めています。佐倉市では2019年の台風・大雨で甚大な被害を被った経験もあることから、喫緊の課題である気候変動への対応を重点施策に位置付け、取組を推進していきます。

(2)重点施策の内容

①市民意識の醸成

私たちは、気候変動の影響を受ける最大の被害者が「人間」とすると同時に、その原因者も「人間」であることを認識することが重要です。

市民一人ひとりが、気候変動を自分事として捉え、その影響へ「適応」、さらには、その「緩和」のための行動が自発的に行えるよう、広報活動や学校教育等により市民意識の醸成に資する取組を進めます。

分野	将来予測される主な影響
 農業、林業、水産業	・作物の生育不良 ・病害虫の増加 
 水環境・水資源	・河川、湖沼の水質悪化 ・渇水の深刻化 
 自然生態系	・希少な動植物の分布が縮小 ・外来生物の侵入・定着 
 自然災害	・洪水の増加、浸水被害地の拡大 ・土砂災害の発生 
 健康	・熱中症患者の増加 ・蚊が媒介する感染症の増加 
 産業・経済活動	・レジャー、観光産業への影響 ・災害による生産設備への被害 
 市民生活	・豪雨による停電や断水 ・暑熱による生活への影響 

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(該当する主な取組)

- ・広報紙を活用した市民周知(2-9-4:地球温暖化対策を推進します)
- ・学校教育におけるESDの充実(4-1-2:豊かな人間性を育む教育に取り組めます)

②行動計画の策定

既に顕在化している影響に「適応」しつつ、気候変動を「緩和」させていくためには、気候変動適応施策を計画的に進めていくことが重要です。2023年10月から企画政策課内に気候変動対策準備室を設置し、本市における気候変動の影響について分析するとともに、分析結果に基づく取組を整理した「行動計画」を策定します。

なお、気候変動適応施策として、その実効性を担保するためには、気候変動に関連した指標設定が重要となりますが、これらの指標については、地域気候変動適応計画となる「行動計画」の中で整理してまいります。

(該当する主な取組)

- ・本市における気候変動の現状分析(2-9-4:地球温暖化対策を推進します)
- ・地域気候変動適応センターとなる課内室の設置(5-5-1:人事管理の適正化を推進します)
- ・行動計画の進捗管理(2-9-4:地球温暖化対策を推進します)

③施策連携による「適応策」及び「緩和策」の推進

気候変動に伴う影響は、様々な分野で発現しており、「行動計画」の策定を待たず、「できる事」からの取組が求められています。

佐倉市がこれまでに取り組んできた施策や、この中期基本計画で整理した他の施策の中にも、気候変動に「適応」、あるいは「緩和」が期待できる取組もあり、これら施策についても、気候変動適応施策の一環として位置付け、推進していきます。

(該当する主な取組)

ア)適応策の推進

- ・熱中症対策(1-5-1:市民の健康づくりを推進します)
- ・グリーンインフラの活用(2-4-2:みどりを活用し、持続可能で豊かな暮らしを実現します)
- ・治水対策(2-5-2 雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます)
- ・谷津環境の保全(2-9-1:豊かな自然環境を保全します)
- ・農業農村の持つ多面的機能の維持(3-2-2:美しく活力のある農村社会にします)

イ)緩和策の推進

- ・4R の推進(2-9-2:ごみの減量化・資源化を推進します)
- ・ゴミの分別によるリサイクルの促進(2-9-2:ごみの減量化・資源化を推進します)
- ・ペットボトルの削減策としてのマイボトル活用の推進(2-9-2:ごみの減量化・資源化を推進します)
- ・自然共生サイトの維持に係る支援(2-9-4:地球温暖化対策を推進します)
- ・省エネルギーの促進(2-9-4:地球温暖化対策を推進します)
- ・再生可能エネルギーの普及(2-9-4:地球温暖化対策を推進します)